経営者の事業に対する熱い"想い"を伝える!

事業計画競定セミナー

~あなたの"想い"をカタチに!!「事業計画書」を作ってみよう!~

セミナー内容 各回 午後7時00分~午後9時00分〔2時間00分〕

第1回 平成30年10月4日(木)

★現状分析 「決算書から問題・課題を 見つけよう!」

「決算書を"読み"・"解く"」

◇財務分析:収益性・安全性・生産性 ※決算書2期分、電卓をご用意ください

第2回 平成30年10月18日(木)

★経営戦略「"儲かる仕組み"を考えよう!」

◇経営理念:事業コンセプト

◇経営ビジョン:目標設定 5年後のあるべき姿 ◇戦略策定:成長/競争戦略 クロスSWOT分析

・事業ドメイン:誰に(ターゲット)、何を(価値) どのように(差別化)

第3回 平成30年11月1日(木)

★行動計画「"何をすべきか"

具体的に考えよう!」

◇戦術策定:アクションプラン、組織体制

◇マーケティング: 4 P (製品•価格•流通•販売促進)

第4回 平成30年11月15日(木)

★数値計画 「アクションを

"数字"落とし込もう!」

◇管理会計:利益計画、販売計画、売り上げ計画

◇投資計画:資金計画、資金調達方法

- *4回のセミナーと講師による個別指導で事業計画の策定を目指します。
- *希望により、各セミナー終了後に日程調整のうえ、後日、事業所・商工会館等で個別指導を行います。
- *事業計画書を策定するメリットは本チラシの裏面をご覧ください。

■会 場:日進市商工会館 2階研修室

■定 員 等:定員15事業所・先着順。ただし、小規模事業者の方を優先します。※定義は裏面にてご確認ください。

■参加 費:無料 ※原則全4回参加できる方

■お問合せ:日進市商工会 TEL:0561-73-8000 FAX:0561-73-8003

◆講師プロフィール◆

きんばら よしひこ

FMCオフィス 代表・中小企業診断士 ・

金原 義彦 氏

愛知県を拠点に中小企業診断士としての社会理念に立ち、中小企業の皆様を対象 に、コンサルティング、セミナー等を行っています。

経営者の皆様の「夢の実現」に向けて、「現状把握 ⇒ 問題抽出 ⇒ 課題解決 ⇒ 効果の確認といった改善ストーリーをベースに、現場サイドでお客様と一緒になって、考え・実行するコンサルティングサポートを心掛けています。



FAX:0561-73-8003 日進市商工会 行

「事業計画策定セミナー」受講申込書

事業所名			T E L		
業種	製造業・建設業・卸売業・小売業・飲食業・サービス業・その他			従業員数	
受講者名①	受講	省 名②			

※従業員数には、代表者、役員、パート・アルバイトは含みません。

- ※ご記入いただいた情報は、本セミナーに関する連絡、情報提供にのみ利用いたします。
- ※当会から連絡がない限り受講可能ですので、当日は直接会場へお越しください。

本セミナーについて

今回のセミナーは、日進市商工会が計画し、経済産業省の認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき開催するセミナーになります。

「経営発達支援計画」は「小規模事業者」の事業の持続的発展を支援する体制を整備するため 商工会と作成した計画となりますので、原則「小規模事業者」の方が対象となります。

小規模事業者の定義

業種分類	小規模事業者の定義		
商業・サービス業	従業員 5人以下		
製造業その他	従業員20人以下		

*従業員には、個人事業主、法人の役員、パート・アルバイトは含みません。

事業計画策定の主なメリット

①経営者の考えが整理され、計画の見える化が出来ます。

・事業計画を策定する過程において、会社の現況が整理できます。 また、「ビジョンの明確化」、「根拠を持った将来予測」、「不測な事態への対応」など、 会社の将来像が整理されます。

②従業員に対し、計画書として会社の方向性を示すことができます。

・従業員に対し、目に見える形で会社の方向性を示すことが出来るようになり、会社の方 向性の共有が容易になります。

また明確な計画なもとで、実行の伴う計画の遂行が可能となります。

③PDCA【Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)】の実践に役立ちます。

・計画書を作成することで、経営計画の進捗が検証しやすくなり、評価・改善に活かすことができます。

④資金調達の円滑化

・会社の今後の方向性を示す事業計画があれば、資金調達の際に金融機関に計画書を提示 することで、資金調達が円滑にできる可能性があります。

⑤法認定、補助金・助成金申請への活用

・「経営革新計画」や「経営力向上計画」といった法認定や、「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり補助金」など補助金等の申請には事業計画の策定が必要になります。 事前に事業計画が作成されていれば、申請書類の作成が簡略化できます。

※全会員宛のため、セミナー受講対象企業(小規模事業者)以外にも本チラシが届きますので ご容赦ください。

^{*}商業・サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業を営む従業員 20 人以下の事業者は小規模事業者となります。